

三鷹市 中国残留邦人等支援相談員 募集要項（令和 7 年度任用）

1 募集職種・職務内容・受験資格・募集人員

募集職種・職務内容	受 験 資 格	募集人員
中国残留邦人等支援相談員 (1) 言葉や文化の相違により地域から孤立してしまう中国残留邦人等及びその 2 世世帯に対して、各種手続きに係る申請書の受付及び申請相談を、適宜職員と連携して行うこと。 (2) 単独または必要に応じて職員と同行し、家庭訪問を行い、家庭訪問を通じて中国残留邦人等の日常生活上抱えている問題点を踏まえ、中国残留邦人等に最も適した地域生活支援プログラムによる支援メニューを助言すること。 (3) その他、日常生活上の生活相談等に関することなど、支援・相談を行うことにより地域での安心した生活を送れるよう支えていくこと。	※次の要件を満たす方 中国残留邦人等のニーズ及び福祉に理解が深い者で、 ○ 中国語及び日本語が堪能であること。 ○ 中国残留邦人等が内外にあってこの間置かれてきた状況に特に理解のあるもの	1 人

※ 中国残留邦人等支援相談員は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員です。次に該当する方は受験することができません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 三鷹市を懲戒免職になり、その日から 2 年を経過していない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法や政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 申込手続

(1) 申込期間 令和 7 年 10 月 20 日（月）～令和 7 年 10 月 31 日（金）（必着）

(2) 申込方法

ア 次に挙げる書類を揃えて、持参又は郵送で提出する。

① 履歴書 最近 6 か月以内に撮影した写真を貼付した市販のもの

※日中連絡のできる電話番号を必ず記載してください。

② 作文 「中国残留邦人等と支援給付について」と題した内容で、600 字以上 800 字以下にまとめたもの（書式は問いません。）

イ 注意事項

① 持参で申し込む場合は、三鷹市役所本庁舎 2 階 21 番窓口（健康福祉部生活福祉課）に直接持参

してください（但し、土日及び祝日は除く。）

- ② 郵送で申し込む場合は、特定記録郵便にて「三鷹市健康福祉部生活福祉課」宛てに送付してください（令和7年10月31日（金）午後5時必着）。
- ③ 申込書類の不備、郵便事情若しくは事故又は日中に履歴書記載の電話番号で連絡がつかない等の理由により申込及び受験ができない場合、本市は一切責任を負いません。
- ④ 受験申込に関する提出書類は、一切お返しいたしません。

3 選考方法

作文選考及び面接選考（作文選考を通過された方に対し面接選考を実施）

面接選考日 令和7年11月15日（土）

面接選考会場 三鷹市公会堂K-1会議室（作文選考を通過された方に対し、詳細を連絡します。）

※作文選考の結果は、受験申込された方全員に文書で通知します。

4 受験上の配慮

駐車場を利用する方（自動車がなければ、試験会場に来られない方に限ります。）、車椅子の使用、拡大鏡（ルーペ）の使用、付添人の同伴又は使用着席位置の配慮など、その他受験の際に配慮が必要な方は、事前にご相談ください。

5 最終合格者の決定

令和7年11月下旬（予定）

※面接選考受験者全員に合否の結果を文書で通知します。

6 任用者の勤務先

三鷹市役所本庁舎2階生活福祉課事務所内

7 勤務条件

任用期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで 但し、規定によって、公募に依らない再度の任用をすることがあります。
勤務日	毎週、月曜日～金曜日のうちの2日間 （原則として勤務する曜日は固定します。） <u>※令和8年度からは毎週、月曜日～金曜日のうちの1日間（予定）</u>
勤務時間	午前8時30分から午後5時00分まで（実働週15時間、休憩時間は常勤職員の例による。）但し、所属長の命により、必要な場合には時間外勤務が生じる場合があります。
年次有給休暇等	（有給） 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、事故休暇、夏季休暇、出生サポート休暇、出産介護休暇、育児参加休暇、産前産後休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間 （無給） ドナー休暇、育児休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業
社会保険等	適用なし

8 報酬

- (1) 報酬（月額報酬以外に、別途交通費を 150,000 円以内で支給します。）

月額 100,000 円 （令和 7 年度）

- (2) 期末勤勉手当

一定の要件を満たす場合には、期末勤勉手当（令和 8 年 1 月に中国残留邦人等支援相談員として採用された場合には、報酬月額 4.85 月分（6 月期に 2.425 月分、12 月に 2.425 月分）の予定）を支給します。

※常勤職員の給与改定等の状況により、報酬・期末手当は改定される場合があります。

9 申込先（郵送の場合も同じ）及び問い合わせ先

三鷹市健康福祉部生活福祉課中国帰国者支援相談員採用担当（本庁舎 2 階 21 番窓口）

〒181-8555 三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号

電話 0422-24-6092